

昇降機（改正該当箇所 抜粋）

別表第一（ロープ式エレベーター）

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 共通	(三) 主索又は鎖	主索の径の状況	乗降する頻度の最も高い階（以下「基準階」という。）から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
		主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 次に掲げる基準（以下「素線切れ要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 素線切れが平均的に分布する場合は、1 よりピッチ内の素線切れ総数が6 より鋼索にあっては24本、8 より鋼索にあっては32本を超えていること又は1 構成より1 ピッチ内の素線切れが4 本を超えていること。 (2) 素線切れが特定の部分に集中している場合は、1 よりピッチ内の素線切れ総数が6 より鋼索にあっては12本、8 より鋼索にあっては16本を超えていること又は1 構成より1 ピッチ内の素線切れが9 本を超えていること。 (3) 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合は、1 構成より1 ピッチ内の素線切れが2 本を超えていること。 (4) 谷部で素線切れが生じていること。 ロ 次に掲げる基準（以下「素線切れ要重点点検判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 素線切れが平均的に分布する場合は、1 よりピッチ内の素線切れ総数が6 より鋼索にあっては18本、8 より鋼索にあっては24本を超えていること又は1 構成より1 ピッチ内の素線切れが3 本を超えていること。 (2) 素線切れが特定の部分に集中している場合は、1 よりピッチ内の素線切れ総数が6 より鋼索にあっては9 本、8 より鋼索にあっては12本を超えていること又は1 構成より1 ピッチ内の素線切れが7 本を超えていること。 (3) 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下であること。

		主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	<p>イ 次に掲げる基準（以下「錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況を確認できないこと。</p> <p>(2) 表面に点状の腐食が多数生じていること。</p> <p>(3) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満であること。</p> <p>(4) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること。</p> <p>ロ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること（以下「錆び及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準」という。）</p>
四	(六) 调速機ロープ	径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	<p>イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。</p> <p>ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。</p>
か		素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	<p>イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。</p> <p>ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。</p>
上		錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	<p>イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。</p> <p>ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。</p>

別表第二（油圧式エレベーター）

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 共通	(三) 主索又は鎖(間接式のエレベーターに限る。)	主索の径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
		主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合においては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
四 か 上	(九) 調速機ロープ	径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
		素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合においては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。

別表第三（段差解消機）

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 駆動装置 (油圧式以外)	(四)	ロープ式・巻胴式 駆動方式（該当するものを選択する。）	主索の径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
			主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
			主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合においては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
一 駆動装置 (油圧式)	(十七)	主索又は鎖(間接式のエレベーターに限る。)	主索の径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
			主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
			主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合においては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。

別表 第六（小荷物専用昇降機）

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
三 最上階出し入れ口	(一) 主索	径の状況	出し入れする頻度の最も高い階から加速終了位置又は減速開始位置から当該階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
		索線切れの状況	出し入れする頻度の最も高い階から加速終了位置又は減速開始位置から当該階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 索線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 索線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。

該当箇所 抜粋

別記第一号 (A 4)

検査結果表
(第1第1項第1号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号
		検査結果				
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)					
(1)	機械室への通路及び出入口の戸					
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等					
(3)	機械室の床の貫通部					
(4)	救出装置					
2	共通					
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min			
		キャッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min			
(2)	釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度 (かご側キャッチの作動速度の %)	m/min			
(3)	主索又は鎖	径 最も摩耗した主索の番号() 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%			
		索線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する索線切れ判定基準 () 索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下	1よりピッチ内の索線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の索線切れ数 本			
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%			
		主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()				
		鎖 摩耗 最も摩耗した鎖の番号() 測定長さ (mm) 基準長さ (mm) 伸び % 鎖本数 (本) 要重点点検の鎖の番号() 要是正の鎖の番号()				
(4)	主索又は鎖の張り					
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部					
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置					
(7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置					
(8)	はかり装置					
(9)	戸開走行保護装置					
(10)	地震時等管制運転装置					
(11)	降下防止装置					
(12)	換気設備等					
(13)	制御盤扉					

(注意)

①～⑱ 略

⑲ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

⑳ 以下順送り

㉘ 2(3)主索又は鎖において最も摩耗した主索又は鎖及び最も、最も索線切れの多い主索として掲げたもの、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索及びブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、主索又は鎖及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

該当箇所 抜粋

別記第二号 (A 4)

検査結果表
(第1第1項第2号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1 機械室 (機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)						
(1)	機械室への通路及び出入口の戸					
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等					
(3)	救出装置					
2 共通						
(1)	圧力配管					
(2)	調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)			m/min	
		キャッチ作動速度 (定格速度の %)			m/min	
(3)	主索又は鎖	径 最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)			%	
		素線切れ 最も摩耗した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本		
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)			%	
		主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()				
		鎖 摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び %			
	鎖本数 (本) 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					
(4)	主索又は鎖の張り					
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部					
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置					
(7)	はかり装置					
(8)	ブランジャー					
(9)	ブランジャーストッパー					
(10)	シリンダー					
(11)	防火区画貫通部					
(12)	速度 定格速度 (上昇) (m/min) 定格速度 (下降) (m/min)	上昇			m/min	
		下降			m/min	
(13)	戸開走行保護装置					
(14)	地震時等管制運転装置					
(15)	降下防止装置					
(16)	換気設備等					
(17)	制御盤扉					

(注意)

①～⑮ 略

⑯ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

⑰以降順送り

㉕ 2(3)主索又は鎖において最も摩耗した主索又は鎖及び最も、最も素線切れの多い主索として掲げたもの、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索に関する写真を別添1様式、主索又は鎖を除く要是正又は要重点点検とされた検査事項 (既存不適格の場合を除く。) における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

該当箇所 抜粋

別記第三号 (A4)

検査結果表
(第1第1項第3号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				検査結果	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
1	駆動装置 (油圧式以外)						
(4)	駆動方式 ロープ式・巻胴式 主索	径 最も摩耗した主索の番号() 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)			%		
		素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本		1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本		
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号() 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)			%		
		主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()					
		ラックピニオン式					
		チェーンスプロケット式 鎖の摩耗 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)			%		
チェーンラックピニオン式 鎖の摩耗 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)			%				
2	駆動装置 (油圧式)						
	(1) 空転防止装置						
	(2) 油圧パワーユニットの取付けの状況						
	(3) 電動機及びポンプ						
	(4) 圧力計						
	(5) 安全弁	銘板値 (安全弁の作動圧力 MPa) (常用圧力 MPa) 測定値 (安全弁の作動圧力 MPa)	常用圧力の				
	(6) 逆止弁						
	(7) 流量制御弁						
	(8) 油タンク及び圧力配管						
	(9) 作動油温度抑制装置						
(17)	主索又は鎖 主索	径 最も摩耗した主索の番号() 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)			%		
		素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本		1構成より1ピッチの最大の素線切れ数 本		
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号() 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)			%		
		主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()					
	鎖	摩耗：最も摩耗した鎖No() 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び		%		
		鎖本数 (本) 要重点点検の鎖No() 要是正の鎖No()					
	(18) 主索又は鎖の伸び						
	(19) 主索又は鎖の張り						
	(20) 主索又は鎖の取付部						
	(21) 主索又は鎖の緩み検出装置						

(注意)

①～⑮ 略

⑯ 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と網車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

⑰以降順送り

⑳ 1(4)及び2(17)主索又は鎖において最も摩耗した主索又は鎖及び最も、最も素線切れの多い主索として掲げたもの、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索及びブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、主索及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項 (既存不適格の場合を除く。) における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

該当箇所 抜粋

別記第六号 (A4)

検査結果表
(第1第1項第6号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号
		検査結果	指摘なし	要重点点検	要是正	
1 機械室						
(1)	機械室への経路及び点検口の戸					
(2)	点検用コンセント					
(3)	開閉器及び遮断器					
(4)	接触器、継電器及び運転制御用基板					
(5)	ヒューズ					
(6)	制御器	絶縁：電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ			
		制御器等回路の300Vを超える回路	MΩ			
		制御器等回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ			
		制御器等回路の150V以下の回路	MΩ			
(7)	接地					
2 かご室						
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床					
(2)	積載量の標識					
(3)	搭乗禁止の標識					
(4)	かごの戸					
3 最上階出し入れ口						
(1)	主索	径 最も摩耗した主索の番号() 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)		%		
		素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数		
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)		%		
		主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()				
(2)	主索の張り					
(3)	主索の取付部					
(4)	上部リミット (強制停止) スイッチ					
(5)	かごのガイドシュー等					
(6)	かご吊り車					

(注意)

①～⑯ 略

⑰ 3(1)「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

⑱～⑳ 略

㉑ 3(1)主索において最も摩耗及び摩損した主索として掲げたもの、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索及びブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、主索及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項 (既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

別添1様式 主索、鎖及びブレーキパッドの写真 (A4)

主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 ()		検査結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真貼付	特記事項	

ブレーキパッド ブレーキパッドの取付位置 <input type="checkbox"/> 右 <input type="checkbox"/> 左		検査結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真貼付	特記事項	

(注意)

- ① この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドについて作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ ブレーキパッドにおいて、同一昇降機内に複数あるものについては、最も摩損したものの写真を貼付することとし、パッドの取付位置について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、ブレーキの構造上又は設置状況によりブレーキパッドの撮影が不可能な場合は、写真貼付を省略しても構いません。
- ⑤ 写真は、主索、鎖及びブレーキパッドの摩損状況が確認できるように撮影したものを添付してください。